

令和2年（2020年）3月27日  
教 育 委 員 会 資 料  
教育委員会事務局学校教育課

### 教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年3月13日の第8回定例会の協議において指示のあった標記の件について、次のとおり報告する。

#### 1 指示の内容について

令和2年4月6日以降の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

#### 2 事務処理の結果について

令和2年3月24日付元文科初第1780号「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」に鑑み令和2年4月6日以降の学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定は行わなかった。